

環境委員会資料

1 陳情の審査

- (1) 陳情第135号 オリンピックの海上警備と、海上警備（パトロール）の税金の使い方に関する陳情

資料 川崎港の安全対策

参考資料1 国際港湾施設の保安対策

参考資料2 川崎管内排出油等防除協議会

港 湾 局

(平成31年1月24日)

1 川崎港の安全対策にかかる川崎市及び関係機関の役割

(1) 川崎市港湾局の役割

ア 港湾管理者

港湾法により、港湾管理者として、港湾区域及び管理下の港湾施設を良好な状態に維持することが求められており、通常の港湾施設の維持管理に加え、港湾区域内における次の業務を行う。

- (ア) 漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去
- (イ) 港湾区域内の水域の清掃
- (ウ) 排出油等による汚染の防除

●港湾法 第12条第2号

イ 国際港湾施設の埠頭・水域保安管理者

改正 SOLAS 条約を受けて施行された国際船舶・港湾保安法により、埠頭・水域保安管理者として、保安規程を定め、危害行為の防止や保安確保のための措置を講じている。港湾における保安対策として、次のような対策を講じている。

(ア) 陸域の制限区域

フェンスで囲い、センサー、監視カメラ、警備員により監視

(イ) 海域の制限区域

陸からの監視カメラ、警備員による監視に加え、海上からの巡視

●国際船舶・港湾保安法 第28条、第36条

(2) 関係機関の役割

- ア 川崎海上保安署 海上交通の安全確保、犯罪の予防及び取締り
- イ 川崎臨港警察署 犯罪の予防及び取締り
- ウ 消防局臨港消防署 災害活動、救急活動
- エ 川崎税関支署 薬物銃器物品等に係る密輸出入の取締り
- オ 入国管理局横浜支局 来日外国人の入国・在留に係る認定等

(3) 川崎市港湾局と関係機関の連携による取組

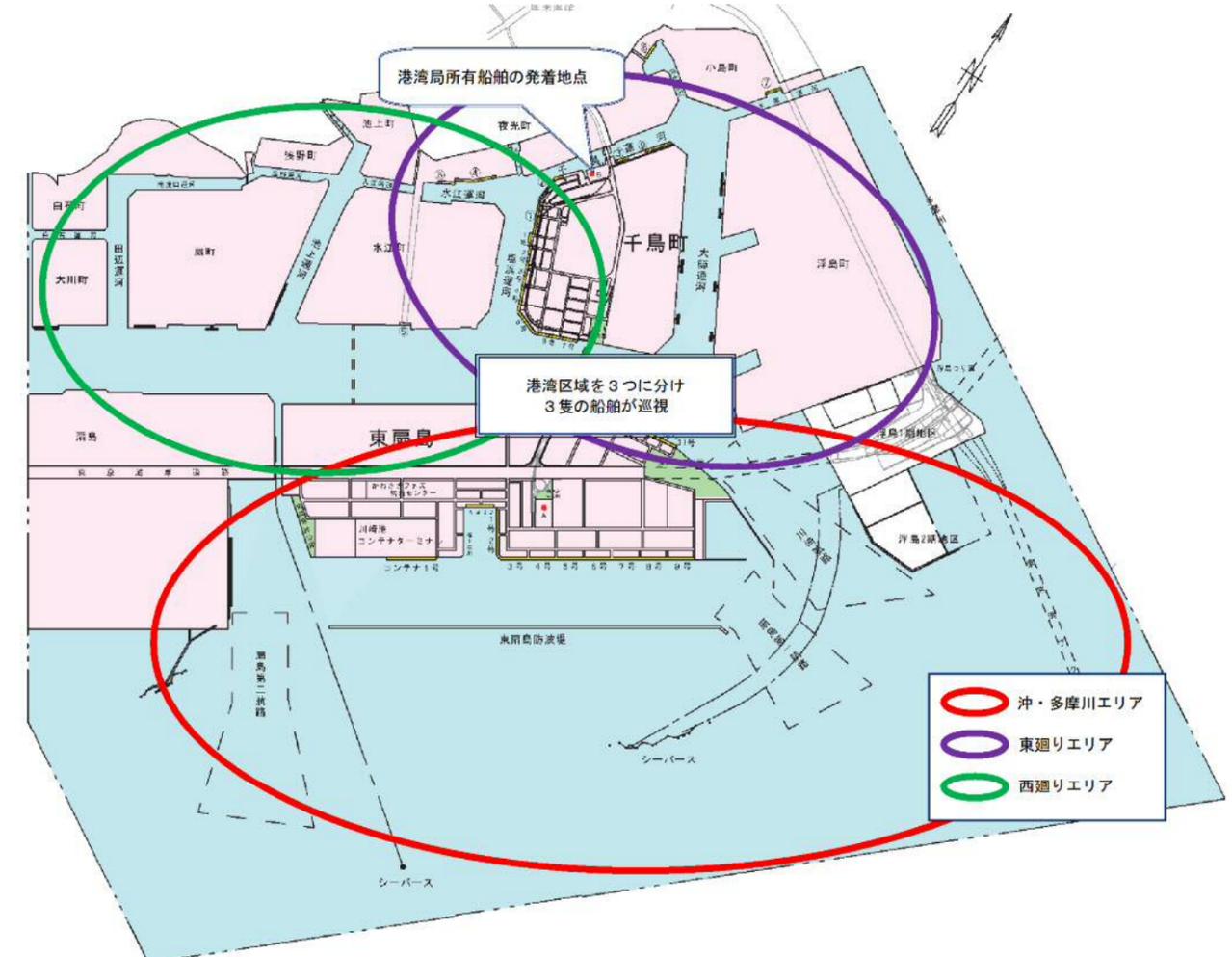
次の協議会等によって関係機関が連携して訓練などを行い、有事の連携体制を構築している。()内は事務局

- ア 川崎管内排出油等防除協議会 (川崎海上保安署)
- イ 川崎港水際危機管理メンバー会合 (神奈川県警察本部警備部外事課)
- ウ 川崎港保安対策幹事会 (川崎市港湾局)
- エ その他訓練及び行事
九都県市合同防災訓練、首都直下地震防災訓練、消防出初式など

2 港湾局の巡視船の業務

業務内容		あおぞら	つばめ	ひばり
港湾管理者・保安管理者として中心的な役割を担う業務	①港湾区域の巡視	◎	◎	◎
	②港湾関連の調査	○	○	◎
	③港湾視察運航	◎	◎	
	④災害発生時の対応	◎	◎	○
関係各機関と連携して取り組む業務	①油流出対応	○	◎	◎
	②海難事故対応	○	○	○

《川崎港概略図》 通常時における3隻の巡視エリア



川崎港の安全対策

別表 港湾局の巡視船

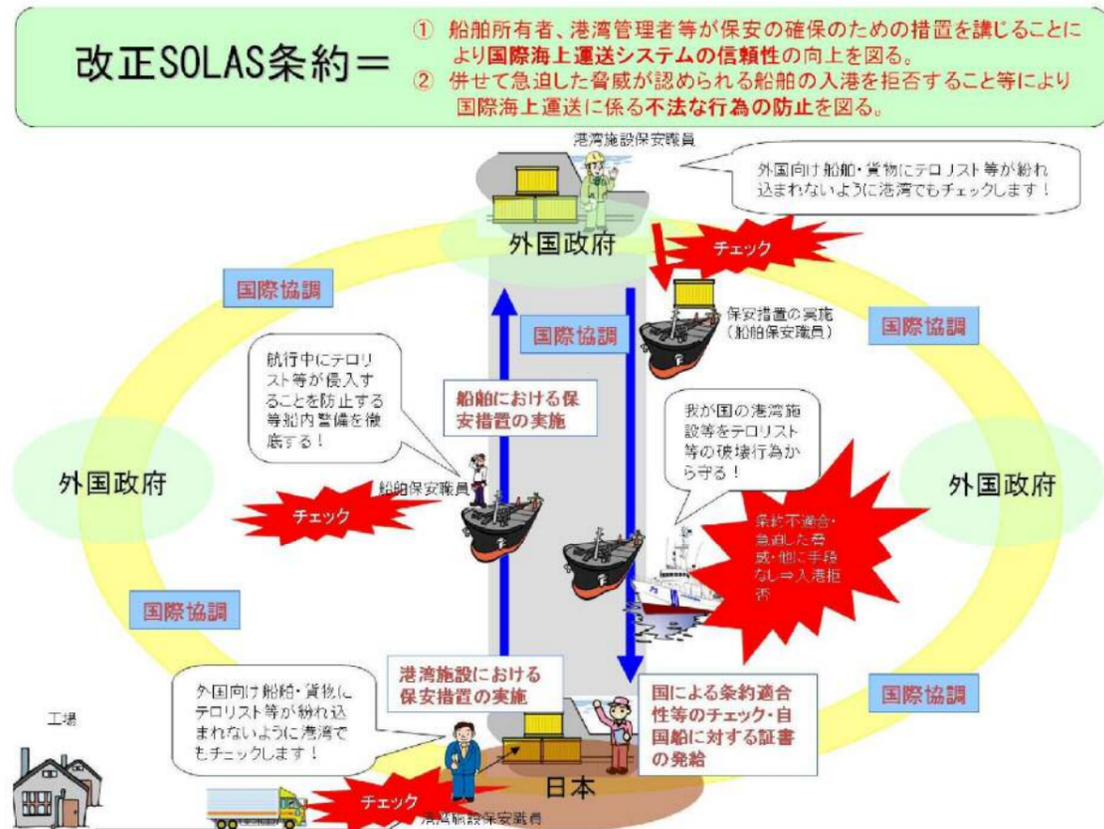
船名		あおぞら	つばめ	ひばり
船体写真				
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> 総トン数：126.77トン 船体寸法：長さ24.51m、幅6.20m 速力：22.9ノット 船体材質：軽合金 	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数：27.94トン 船体寸法：長さ14.69m、幅3.99m 速力：20ノット 船体材質：鋼 	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数：20.90トン 船体寸法：長さ10.20m、幅5.98m 速力：11ノット 船体材質：軽合金
船型		単胴船	単胴船	双胴船
建造年(船齢)		1982年(36年)	1974年(44年)	1973年(45年)
航行場所		水深の浅い運河は航行不可	一部の水深の浅い運河は航行不可	小回りが利き、水深の浅い運河も航行可
港湾管理者・保安管理者の業務として中心的な役割を担う業務	①港湾区域の巡視	港湾区域を3つのエリアに分けて3隻で巡視		
	②港湾関連の調査	港湾施設に係る破損等の点検		各種港湾工事の水深測量・調査業務
	③港湾視察運航	50名	20名	—
	④災害発生時対応	帰宅困難者・緊急物資の輸送		緊急物資の輸送
関係機関と連携して取り組む業務	①油流出時の対応	航走による拡散	航走・放水銃による拡散	航走による拡散、オイルフェンス展開
	②海難事故対応	海上保安署・消防署等の指示に従って人命救助等の作業		

国際港湾施設の保安対策

■ 改正 SOLAS 条約への対応

2001年9月の米国同時多発テロ事件を契機として、2004年7月から、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（略称：国際船舶・港湾保安法）」が施行されました。

この法律は、IMO（国際海事機関）における改正 SOLAS 条約（海上人命安全条約）を受けたもので、国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付けたり、外国から日本に入港しようとする船舶に船舶保安情報の通報を義務付け、危険な船舶には海上保安庁が入港禁止等の措置を行えるようにした内容となっています。（詳しくは[ここをクリック](#)（PDF形式）して下さい。）



■ 対象

- 国際航海船舶が一定頻度利用する重要港湾の岸壁等
 - ・ 旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する施設（重要国際埠頭施設）
 - ・ 重要国際埠頭施設のある港湾内の停泊地等の水域施設

■ 国際船舶・港湾保安法による港湾施設における保安措置

外航船や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止するため、下記事項等の実施により自己警備体制を確立すると共に関係機関等と連携し緊急時の対処に備えます。

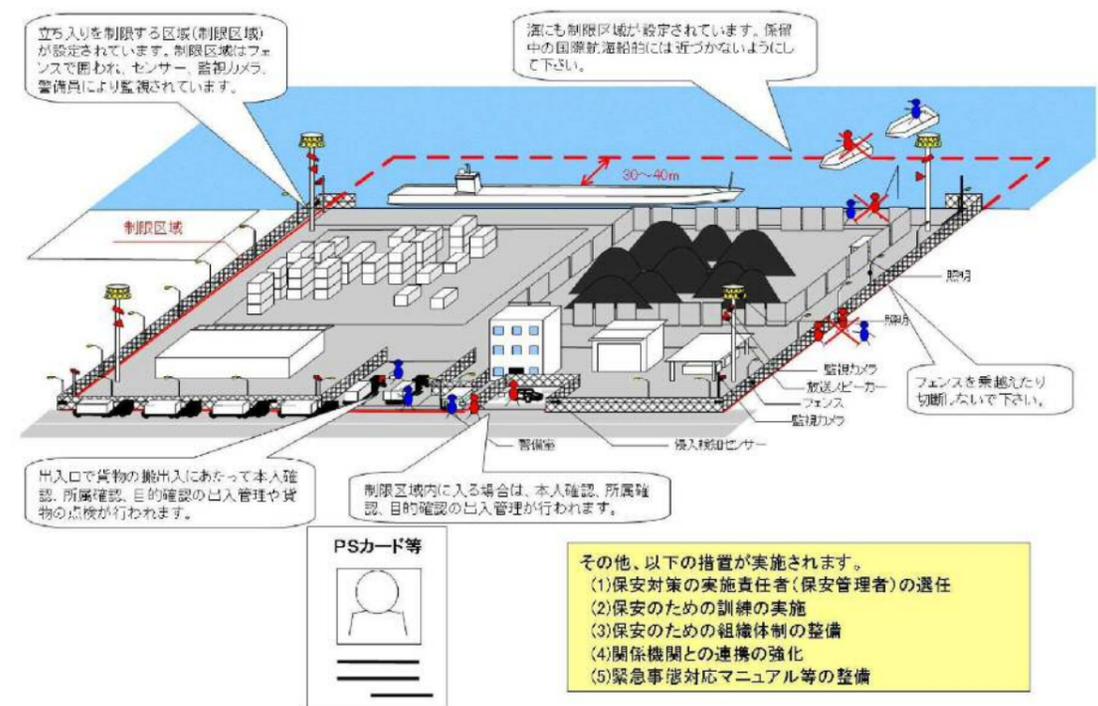
【国】

- ① 保安レベルの設定
- ② 港湾施設保安評価の実施
- ③ 保安規定の審査・承認及び審査された規定に対する報告の徴収
- ④ 立入検査の実施
- ⑤ 保安担当職員による出入管理等の巡視

【港湾管理者及び民間等】

- ① 制限区域内への人や車両の出入の管理、船舶に積み込まれる貨物の管理、港湾施設内外の監視などの措置
- ② フェンスや照明などの保安設備の設置
- ③ 保安措置の実施責任者（保安管理者）の選任
- ④ 保安措置の実施のための訓練
- ⑤ ①～④についてとりまとめた保安規程の作成

■ 港湾の保安対策のイメージ



■ 国際船舶・港湾保安法に基づく埠頭保安規程等の承認状況

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ 国際海上輸送保安指標レベルの公示について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ PS (Port Security) カード発行申請関係について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

川崎管内排出油等防除協議会

(事務局：川崎海上保安署)

概要

沿革

川崎管内排出油等防除協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会」として、平成9年11月に設立しました。

平成19年4月1日、法改正により、揮発油及び有害液体物質（HNS）についても、特定油同様の防除義務が義務付けられました。このため、平成19年7月6日、会の名称を「・・・排出油防除協議会」から「・・・排出油等防除協議会」に変更しました。

活動

- ◆ 活動海域：川崎港及びその周辺海域
- ◆ 協議会の業務
 - ・ 防除活動マニュアル
 - ・ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
 - ・ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - ・ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
 - ・ 会員が行う防除活動の調整



会員

川崎管内排出油等防除協議会は、国の地方行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等の長又はその指名する職員で構成され、現在35会員となっています。

活動状況（平成30年度実績）

◆ 訓練等

実施日：平成30年5月18日

内容：第一回情報伝達訓練

※ 情報伝達訓練：会員へFAX送受信による訓練

実施日：平成30年7月20日

場所：JXTGエネルギー(株)川崎製造所

内容：役員会の開催及び流出油事故初動対応座学訓練

実施日：平成30年10月26日

内容：第二回情報伝達訓練

実施日：平成30年11月27日

場所：JXTGエネルギー(株)川崎製造所

内容：地震発生による軽油の漏えい・火災、トルエン海上漏えいを想定した実働訓練



訓練	
事故発生情報	
平成 年 月 日	
川崎管内排出油等防除協議会 会員各位	
川崎管内排出油等防除協議会 会長 (川崎海上保安署) TEL 044-266-0118 FAX 044-266-1613	
件名 ○○事故発生情報の連絡について	
1. 発生日時	
2. 発生場所	

「川崎海上保安署 HP」より